

議案第87号

三朝町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年9月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例(平成7年三朝町条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 町長は、その任期開始の日(再選挙により町長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた町長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記</p>	<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 町長は、その任期開始の日(再選挙により町長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた町長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記</p>

<p>載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>金銭信託</u> <u>金銭信託の元本の額</u></p> <p>(6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄及び株数)</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

第2条 三朝町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 町長は、その任期開始の日(再選挙により町長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた町長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して</p>	<p>(資産等報告書等の作成)</p> <p>第2条 町長は、その任期開始の日(再選挙により町長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた町長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して</p>

<p>100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>100日を経過する日までに、作成しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。) 預金、貯金及び郵便貯金の額</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第2条の規定は平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の三朝町政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第5条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項各号に規定する郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。